

## 2 健康福祉局の計画・構想等

(令和5年4月1日現在)

計画・構想名〔策定年月〕	期 間	内 容	根拠法令
災害応急救助物資の備蓄・調達検討報告書〔H29.1〕	H29～R3 年度	【目的】広島県地域防災計画に基づく、被災者への迅速で円滑な災害応急救助物資の備蓄及び調達並びにその搬送体制の確立を図る。 【内容】県として必要な物資の備蓄(数量、品目等)及び調達並びに搬送体制に関する基本的指針についての検討報告書	
ひろしま子供の未来応援プラン〔R2.3〕	R2～R6 年度	【目的】すべての子供たちが、成育環境の違いに関わらず、健やかな夢を育むことのできる社会の実現を目指す。 【内容】次世代育成支援の具体的な目標やその推進方を定めた行動計画	次世代育成支援対策推進法第9条
広島県ひとり親家庭等自立促進計画〔R2.3〕	R2～R6 年度	【目的】ひとり親家庭等(母子家庭・父子家庭・寡婦)の自立支援等の総合的・計画的な施策の推進を図る。 【内容】子育て・生活・就業支援体制の充実等施策の基本目標	母子及び父子並びに寡婦福祉法第12条
広島県子どもの貧困対策計画〔R2.3〕	R2～R6 年度	【目的】国が策定した子供の貧困対策大綱に呼応した県の施策の総合的な推進を図る。 【内容】貧困の状況にある子供やその保護者に対する教育の支援、生活の支援、保護者の就労の支援、経済的支援の推進	子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条
ひろしま DV 防止・被害者支援計画(第4次)〔R3.3〕	R3～R7 年度	【目的】配偶者からの暴力(DV)の防止及び被害者の保護に関する施策を定め、計画的に推進することにより、配偶者からの暴力におびえることなく心身ともに安定して暮らすことができる社会の実現を目指す。 【内容】DV対策の基本施策やその推進のための取組を定めた計画	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第2条の3第1項
第7次広島県保健医療計画〔H30.3(R3.3見直し)〕	H30～R5 年度	【目的】県内どこに住んでいても、生涯にわたっていきいきと暮らすことができるよう、質が高く安心できる保健医療提供体制を地域包括ケアシステムと一体的に構築する。 【内容】保健医療圏の設定、基準病床数の算定、保健医療の推進に関する具体的な方策、疾病・事業ごとの医療連携体制等	医療法第30条の4第1項
広島県がん対策推進計画〔H30.3〕	H30～R5 年度	【目的】「がん対策日本一」の実現に向けた総合的な施策の推進を図る。 【内容】がん対策の3つの柱(がんの予防・がん検診、がん医療、がんとの共生)による「がん対策日本一」の実現に向けた目標、具体的な取組、各主体の役割と行動計画	がん対策基本法第12条第1項
広島県医療費適正化計画〔H30.3〕	H30～R5 年度	【目的】県民の健康増進や医療の効率的な提供を通じた医療費の適正化を総合的かつ計画的に推進する。 【内容】医療費適正化の実現に向けた目標値の設定と施策の実施	高齢者の医療の確保に関する法律第9条
広島県感染症予防計画〔H24.4〕	※期間は特に設定していない	【目的】時代に即した感染症予防対策を推進する。 【内容】地域の実情に即した医療体制及び緊急時の国・市町との連携・連絡体制の確保、感染症に関する研究人材養成及び知識の普及の計画的な推進等、感染症発生の予防及びまん延の防止対策	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第10条

計画・構想名〔策定年月〕	期 間	内 容	根拠法令
広島県結核予防推進プラン 〔H29. 3〕	H29～R2 年度	【目的】結核対策を総合的に推進することにより、近い将来、結核を公衆衛生上の課題から解消する。 【内容】まん延防止対策、適切な医療の提供を推進するとともに結核対策を行う人材の養成に努める。	
いのち支える広島プラン（第2次広島県自殺対策推進計画） 〔H31. 3 見直し〕	H31～R4 年度	【目的】「自殺は、その多くが追い込まれた末の死である」との基本認識のもと、「誰も自殺に追い込まれることのない広島県」を目指す。 【内容】自殺死亡率の減少を総括目標とし、生きる支援に関する取組を、基本施策、重点施策、生きる支援関連施策に区分して包括的な自殺対策を推進する。	自殺対策基本法第13条
広島県アルコール健康障害対策推進計画 〔H29. 3〕	H29～R3 年度	【目的】不適切な飲酒の防止により、本人の健康問題及び重大な社会問題の発生を低減し、安心して暮らすことのできる社会の実現を目指す。 【内容】多量飲酒する人の割合の減少、アルコール健康障害に関する相談の増加、早期介入・専門医療機関への橋渡しを行うアルコール健康障害サポート医の養成、アルコール健康障害サポート医と専門医療機関の連携の推進を目標とする。	アルコール健康障害対策基本法第14条
健康ひろしま21（第2次） 〔H25. 3（H30. 3 改定）〕	H25～R5 年度	【目的】県民が一生を通して心身ともに健康であることを実感できるよう、県民の生活の質の向上と個人を取り巻く関係団体等の連携による社会環境の質の向上に取り組む。 【内容】健康寿命の延伸を総括目標とし、具体的な目標やその推進方策を定めた計画	健康増進法第8条第1項
第3次広島県食育推進計画 〔H30. 3〕	H30～R5 年度	【目的】食に関する適切な判断力を養い、生涯にわたって健全な食生活を実現することにより、県民の心身の健康増進と豊かな人間形成を目指し、県民、関係団体及び事業者等の協働・連携により食育に関する施策を展開する。 【内容】食育推進施策の基本的な方針と目標値の設定	食育基本法第17条
広島県食品の安全に関する基本方針及び推進プラン 〔R2. 3〕	R3～R7 年度	【目的】食品の安全・安心を確保し、県民の健全な食生活の実現と健康の保護を図る。 【内容】 （基本方針）行政が取り組むべき施策、生産者、事業者の役割と消費者の取組の方向性を示した指針 （プラン）基本方針に基づき、施策体系を「衛生管理」、「危機管理」、「食品表示」、「リスクコミュニケーション」の4つに整理し、生産から消費に至る各段階において、消費者、生産者、事業者及び行政の数値目標と取組を示す実施計画	
広島県食品衛生監視指導計画 〔R5. 3〕	毎年度	【目的】「食品衛生法」及び「広島県食品の安全に関する基本方針」に基づき、重点的かつ効果的な立入検査及び食品の試験検査等を行い、食中毒や食品表示偽装等の未然防止を図る。 【内容】令和5年度に広島県が実施する食品衛生に関する監視指導の計画	食品衛生法第24条
広島県動物愛護管理推進計画 〔H20. 3（R3. 9 改定）〕	R3～R12 年度	【目的】人と動物との調和のとれた共生社会を実現するため、地域住民、動物飼養者、関係団体、市町、広島県等が協働して動物愛護管理の推進を図る。 【内容】動物の愛護管理に関わる様々な主体に共通の行動指針	動物の愛護及び管理に関する法律第6条

計画・構想名〔策定年月〕	期 間	内 容	根拠法令
広島県障害者プラン 〔H31. 3〕	H31～R5 年度	<p>【目的】「すべての県民が障害の有無にかかわらず、広島に生まれ、育ち、住み、働いて良かったと心から思え、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現」することを基本理念として、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の基本的な方向を定める。</p> <p>【内容】分野別施策の基本的方向とプラン関連成果目標等</p>	障害者基本法 第 11 条
広島県障害福祉計画・ 広島県障害児福祉計画 〔R3. 3〕	R3～R5 年度	<p>【目的】市町の障害福祉計画の達成に資するため、広域的な見地から障害福祉サービス、相談支援及び障害児通所支援等の提供体制の確保について定める。</p> <p>【内容】成果目標と目標の達成に向けた取組、障害福祉サービス等の見込み量（広島県障害者プランの生活支援に関する実施計画）</p>	障害者総合支援法第 89 条 児童福祉法第 33 条の 22
第 8 期ひろしま高齢者 プラン（広島県老人福祉 計画・介護保険事業 支援計画・介護給付適 正化計画） 〔R3. 3〕	R3～R5 年度	<p>【目的】団塊の世代が後期高齢者となる 2025 年、及び高齢者人口がピークとなる 2040 年を見据え、高齢者の健康寿命の更なる延伸や、地域共生社会の実現に向けた地域包括ケアシステムの充実を図るため、今後 3 年間における本県の高齢者福祉施策の方向性を示す。</p> <p>【内容】市町老人福祉計画・介護保険事業計画の数値を基礎とし、これらの計画の達成を支援するための施策や、市町が行う介護給付等に要する費用の適正化への取組に対する支援策</p>	老人福祉法 第 20 条の 9 介護保険法 第 118 条
第 4 次広島県肝炎対策 計画 〔R5. 3〕	R5～R9 年度	<p>【目的】県内どこに住んでいても、生涯にわたって、いきいきと暮らすことができるよう、肝炎患者等が安心して治療が受けられる社会を構築する。</p> <p>【内容】これまでの成果と課題を把握したうえで、重点的に展開すべき施策を明らかにし、課題に的確に対応するとともに、肝炎患者等を含む関係者が一体となって、より一層連携するよう取り組むべき施策を示した実施計画</p>	肝炎対策基本 法第 4 条
第 2 次広島県歯と口腔 の健康づくり推進計 画 〔H30. 3〕	H30～R5 年度	<p>【目的】生涯を通じた県民の歯と口腔の健康づくりを支援するための施策の総合的かつ計画的な推進を図る。</p> <p>【内容】本県の歯科口腔保健対策の現状と課題を踏まえ、目指す姿や目標値、目標達成のための取組を示した実施計画</p>	歯科口腔保健 の推進に關す る法律第 13 条
広島県におけるかかり つけ薬剤師・薬局推 進に向けたアクション プラン 〔R2. 3〕	R1～R4 年度	<p>【目的】地域包括ケアシステムを構築・強化していくために、地域の医療資源として求められる薬剤師・薬局の役割を明確化することにより、県民のための医薬分業の実現を目指す。</p> <p>【内容】本県の現状を踏まえ、薬局・薬剤師が地域包括ケアシステム及び地域医療への更なる貢献に向けて取り組むべき事項や目標値を示す実施計画。</p>	
広島県地域福祉支援 計画 〔R2. 4〕	R2～R6 年度	<p>【目的】市町が策定する「地域福祉計画」の達成に資するため、広域的な見地から市町の地域福祉の取組への支援に係る関係事項を一体的に定める。</p> <p>【内容】多様な主体との協働による支え合いを進めるための土壌と仕組みづくりに向けた県推進策及び地域福祉を推進するための諸施策</p>	社会福祉法 第 108 条第 1 項

(注) 主な中・長期の計画及び構想等を記載している。(順不同)